

「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業
企画提案コンペ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業委託（以下「事業委託」という。）に係る企画提案コンペの実施に関して、必要な事項を定める。

(業務委託の内容)

第2条 委託事業の内容は、別途定める『「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業企画提案コンペ実施要領』（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

(予算額)

第3条 委託金額については172,000円（消費税額を含む）を上限とする。

(合議制審査機関の設置)

第4条 「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業の委託事業者を企画提案コンペ方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保して審査するため、『「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい企画提案コンペ審査会』（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営方法については別に定める。

(企画提案コンペ参加資格及び募集方法)

第5条 企画提案コンペ参加資格及び募集方法は、実施要領で定めたとおりとする。

(企画提案に必要な書類等)

第6条 企画提案に必要な書類は、実施要領で定めたとおりとする。

(契約相手方の特定)

第7条 契約相手方の特定に当たっては、審査会の審議を経ることとする。

2 コンペ参加者に対し業務に関する企画書の提出を求め、次条に定める評価基準及び審査方法によりその内容を審査し、契約相手方を特定する。

(審査基準及び審査方法)

第8条 契約相手方の特定に当たっての評価基準及び審査方法は、『「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業委託事業者選定に係る企画提案コンペ審査要領』のとおりとする。

(事務局)

第9条 この企画提案コンペの実施に係る事務局は、兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課（企画防災担当）内に置く。

(その他)

第10条 参加者からの提出書類は返却しない。

2 企画提案コンペの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

3 この要綱に定めるもののほか、企画提案コンペの実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。